

# 鵜沼石上町内会会則

(目的)

## 第1条

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持、形成ならびに地域住民の親睦をはかることを目的とする。

- (1) 広報の配布
- (2) 回覧の回付等住民相互の連絡
- (3) 美化、清掃、防犯、防災、交通等の環境整備
- (4) 集会所の維持管理
- (5) レクリエーション等の行事
- (6) その他目的にそった活動

(名称)

## 第2条

この会は鵜沼石上町内会と称する。

(区域)

## 第3条

この会の区域は、鵜沼石上一丁目から三丁目までの区域とする。

(事務所)

## 第4条

この会の事務所は藤沢市鵜沼石上二丁目三番地七号に置く。

(会員)

## 第5条

この会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 この会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となる事が出来る。

(会費)

## 第6条

この会の会員は総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

(加入)

第7条

この会に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条

会員の退会は次の場合とする。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人から退会届が会長に提出された場合。

(役員の種類)

第9条

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 部長 9人
- (4) 副部長 9人
- (5) 監事 4人

(役員を選任)

第10条

役員は、総会に於いて、会員の中から選任する。

2 役員は、役員の子親族その他特殊の関係がある者が、役員総数のうち3分1以下でなければならない。

3 監事は、そのほかの役員と兼職できない他、役員の子親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。また監事は相互に親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(役員職務)

第11条

会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部長は、各担当の部を総括する。

4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- ② 会長、副会長、及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

③ 会計及び資産の状況又は業務執行についての不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 役員(但、監事を除く)は、役員会を構成し、この会の会務の執行を決定する。

(役員任期)

第12条

役員任期は2年とするが、再任を妨げない。但し、同一役職は6年までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員に対する給与等の支給の禁止)

第13条

役員には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。

(総会の種別)

第14条

会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条

総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条

総会は、この会則に定めるほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条

定期総会は、毎年度の事業計画及び収支予算議決のための総会(第34条)及び毎年度の事業報告及び収支決算の承認のための総会(第35条)とする。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の4分の1以上の請求があったとき、又は役員会において議決があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から請求があったとき。

3 総会は会長が招集する。

4 総会を招集するときは、会長は会議の目的及びその内容、日時、場所を示して、開催の14日前までに文書で各会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条

総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 19 条

総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条

総会の議事は、この会則に定めるものの他、出席した会員の過半数を以って決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 21 条

会員は総会において各々1個の表決権を有する。

(議決事項)

第 22 条

総会は、次の各号のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 資産の処分及び担保に供する決定
- (2) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) 資産管理報告の承認
- (6) 事業計画の決定
- (7) 収支予算の決定
- (8) 会費額の決定
- (9) 町内会の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- (10) 会則の改定
- (11) 役員を選任
- (12) 解散及び残余財産の処分

(書面表決等)

第 23 条

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議事の表決を行う意思を表示したときは、これを出席者とみなす。ただし、他の者を代理人として表決を委任することはできないこととする。

2 前項の場合における第 19 条、第 20 条、第 32 条第 2 項、第 36 条及び第 38 条第 2 項の規定の適用についてはその会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 24 条

議長は、出席会員の中から書記を指名して議事録を作成させなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会の構成)

第 25 条

役員会は監事を除く役員をもって構成する。但し監事は役員会に出席し、必要と認める時は業務執行に就いて意見を述べなければならない。

(役員会の権能)

第 26 条

役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項に関すること。

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の招集等)

第 27 条

役員会は、会長が必要であると認めるとき、又は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的で

ある事項が示され請求があったときに開催する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって、開会の5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条

役員会における議事の決定は、この会則に定めるものの他、役員会において、役員総数の過半数の議決を必要とする。

ただし次の掲げる総会に付議する事項は、あらかじめ役員会において、役員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

- (1) 資産の処分及び担保に供する事項
- (2) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄のに関する事項
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) 資産管理報告の承認
- (6) 事業計画の決定
- (7) 収支予算の決定
- (8) 会費額の決定
- (9) 町内会の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- (10) 会則の改定
- (11) 解散及び残余財産の処分

2、役員会は、第23条(書面表決等)第1項の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替るものとする。

(相談役及び顧問)

第30条

会長は役員会の承認を得て相談役及び顧問を選任する事が出来る。

2 相談役及び顧問は、会長又は役員会から求められたときは役員会に出席して意見を述べなければならない。

(資産の構成)

### 第 31 条

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)活動に伴う収入
- (4)資産から生ずる果実
- (5)その他の収入

(資産の管理)

### 第 32 条

この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て決める。

2 この会の資産で第 31 条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、会員の3分の2以上が出席している総会において、出席した会員の5分の4以上の賛成を必要とする。

3 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

### 第 33 条

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

### 第 34 条

この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

(事業報告及び収支決算)

### 第 35 条

この会の事業報告及び収支決算は、財産目録と併せて毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会則の改定及び資産の管理並びに解散の場合の総会の定足数及び議決)

### 第 36 条

この会の会則は、会員の2分の1以上が出席している総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成を得て、かつ藤沢市長の認可を得て変更することが出来る。但し、第32条第2項(資産の管理)及び同第38条第2項(解散及び残余財産の処分)に関しては、出席した会員の5分の4以上の賛成を得なければ変更することが出来ない。

(剰余金の分配の禁止)

#### 第 37 条

この会は、会員その他のものに対して、剰余金の分配(剰余金の分配と認められる資産の処分を含む。次の2において同じ。)をすることができない。

2 会員その他のものに剰余金を分配する総会の議決は、理由のいかんを問わず無効とする。

(解散及び残余財産の処分)

#### 第 38 条

この会は、地方自治法第260条の20の事由または解散の決議により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 本会を解散のときに有する残余財産は、本会と類似の目的を有するほかの租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に寄付するものとする。

(備え付け帳簿及び書類)

#### 第 39 条

この会の事務所には規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備えるものとする。

(委任)

#### 第 40 条

この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

#### 附則

1. この規約は、平成23年4月1日から施行する。